

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 2 年 12 月 22 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 浦川原区産業グループ及び建設グループ、板倉区産業グループ及び建設グループ
- 3 監査の着眼点 委託料や工事請負費等の契約事務等は適正か。  
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 2 年 10 月 1 日～12 月 17 日
- 7 監査の結果 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
  - (1) 指摘事項 なし
  - (2) 注意事項 20 件
    - ① 契約事務に関する事 11 件
    - ② 検収事務に関する事 4 件
    - ③ 事務執行に関する事 3 件
    - ④ 公の施設管理に関する事 1 件
    - ⑤ 行政財産目的外使用に係る事務手続に関する事 1 件

(3) 要望事項 2件

- ① 収支報告の決算期の見直しについて 1件
- ② 点検業務委託における委託方法の検討について 1件